

松江市教育委員会 生成 AI 利用規約

令和 8 年 3 月 3 1 日

第 1 章 総則

第 1 条 目的

本規約は、松江市教育委員会（以下「教育委員会」）が所管する学校における教職員および児童生徒による生成 AI の適切かつ効果的な利活用を促進し、こどもたちの学びを豊かにするとともに、学校運営の効率化に資することを目的とする。

第 2 条 基本的な考え方

生成 AI の利活用は、文部科学省が定める「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」に準拠し、以下の原則に基づく。

1. 学校現場における人間中心の利活用

○人間中心の原則

生成 AI を人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具になり得るものと捉えるべきである。その上で、出力はあくまでも「参考の一つである」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、責任を持つことが重要である。

○児童生徒の学びと生成 AI

学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から、効果的であるかを吟味した上で利活用するべきであり、生成 AI を利活用することが目的であってはならない。

○教師の役割と生成 AI

指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、より重要なものになる。生成 AI の仕組みや特徴を理解するなど、教師には一定の AI リテラシーを身に付けることが求められる。生成 AI を人間の能力を補助・拡張する道具として活用し、児童生徒の主体的な学びや教職員の業務効率化に役立てる。

2. 生成 AI の存在を踏まえた情報活用能力の育成強化

○学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力

学習指導要領では、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力として位置付け、情報を主体的に捉え、活用すること、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を強調している。各学校においては、教科等横断的な視点からの教育課程の編成を通じて、各教科等の学習の過程における指導の中で情報活用能力を育成することが期待される。

○情報活用能力の育成強化

生成 AI の仕組みの理解、学びに生かしていく視点、近い将来生成 AI を使いこなすための力を、各教科等の中において意識的に育てていく姿勢は重要である。生成 AI が社会生活に組み込まれていくことを念頭に、発達の段階等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を充実させていくことが必要である。

第 3 条 利用できるサービス

1. 教育委員会が利用契約をしているサービス

利用できる生成 AI サービスは、教育委員会が利用契約をしているサービスに限定し別途定める。但し、教育委員会が付与したアカウントでログインして利用する場合に限るものであり、未ログインでの利用や個人のアカウントでの利用は禁ずるものとする。

2. 例外サービス

検索エンジンに付随する AI 機能（要約や検索支援）を情報収集の目的で利用する場合は、未ログインの状態や利用契約をしていないサービスであっても、例外として利用できるものとする。

第 4 条 保護者の同意

生成 AI サービスを利用するにあたっては、各サービスが定める利用規約に基づき、保護者の同意を得なければならない。

第 2 章 利活用の場面と留意事項

第 5 条 校務および学習活動における利活用の方向性

校務および学習活動における生成 AI の利活用は、本規約および「松江市教育情報セキュリティポリシー」を遵守したうえで、文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」を参考に、教職員がその指導・監督のもとで適切に行う。教育委員会は、教職員の指導・監督が円滑に行われるよう、環境整備や利活用に関する研修実施等支援を行う。

1. 校務

教材作成の補助、会議の議事要旨作成、事務文書の叩き台作成など、教職員の業務効率を高めるツールとして活用する。

2. 学習活動

創造性の発揮、学習の個別化、情報モラル教育の題材、議論の深化のための補助ツールとして活用する。

第6条 禁止行為

以下の場面や用途における生成 AI の利用を厳に禁止する。教職員はこれを遵守するとともに、児童生徒に対しても指導を徹底しなければならない。

1. 校務

○児童・生徒、保護者、教職員の個人情報（氏名、住所、連絡先、成績、健康情報など）を生成 AI に入力すること。

○学校の非公開情報（未発表のデータ、機密性の高いディスカッション内容など）をプロンプトとして AI に入力すること。

○個人的な用途など、校務以外の情報を扱う行為。

○著作権で保護されたコンテンツ（他者の論文、書籍、画像、音楽など）を一冊まるごとや全作品集といった網羅的な規模で許可なく生成 AI に入力し、学習させたり、それに基づいた生成を行ったりすること。

○生成 AI が生成した文章、画像、音声などが他者の著作権を侵害していないか確認せず、公表・利用すること。

○生成 AI の利用規約やガイドラインで禁止されている利用方法（例：商用利用禁止のモデルを校務外で利用するなど）をすること。

2. 学習活動

○児童・生徒、保護者、教職員の個人情報（氏名、住所、連絡先、成績、健康情報など）を生成 AI に入力すること。

○学校の非公開情報（テストの解答、未発表のデータなど）をプロンプトとして AI に入力すること。

○課題や評価対象となる成果物（レポート、小論文、試験問題、感想文など）を、自

己の思考や努力を伴わずに生成 AI に作成させること。

- 生成 AI を試験中や評価の場面で使用し、解答やヒントを得ようとする事。
- 生成 AI が生成した内容を、引用や参考にしたことを明記せずに自己の成果物として提出すること
- 生成 AI の回答に機密情報や個人情報が含まれていないか確認せず、そのまま外部に公表・共有すること。
- 個人的な用途など、学習以外の情報を扱う行為。
- 法令や公序良俗に反する行為。
- 他者の権利を侵害する行為に利用する行為

第 7 条 利活用における留意事項

- 生成 AI の出力結果を引用する場合は、学校教育における著作物利用のルールを遵守した利用であること。
- 不適切な情報（ハルシネーションや偏見など）が出力された場合は、その情報に基づいた指導や業務を行わない。

第 3 章 管理・監督体制

第 8 条 運用管理

教育委員会は、本規約の遵守状況を把握し、必要に応じて利用サービスの変更や規約の見直しを行う。

第 9 条 研修

教育委員会は、教職員に対し、生成 AI の特性、利活用方法、および本規約に関する研修を継続的に実施し、利用リテラシーの向上を図る。

第 10 条 違反への対応

本規約に違反する行為が判明した場合、教育委員会は学校長と連携し、利用停止を含めた適切な措置を講じる。

第 11 条 緊急時の利用停止

生成 AI サービスにおいて重大なセキュリティインシデント、法令違反、または予期せぬリスクが確認された場合、教育委員会は直ちにサービスの利用停止を指示する。教職員は指示に従い、速やかに利用を中止しなければならない。

第 12 条 疑義・相談窓口

生成 AI の利活用や本規約に関する疑義、または相談等の窓口は学校教育課とする。

附 則

この規約は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。